

# 訴 状

2015年 8月25日

今治簡易裁判所 御中

当事者の表示

〒

愛媛県今治市

原告 ○○ ○○

TEL(0898)

FAX(0898)

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

被告 今 治 市

上記代表者市長 ○ ○○

「傍聴希望受付拒否」損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 30,000 円

貼用印紙額 金 1,000 円

## 請求の趣旨

1、被告は、原告に対し、金3万円及びそれに対する2015年8月25日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払え。

2、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1、当事者

#### 1、原告

原告は、2014年8月29日、本件処分行政庁今治市教育委員会(以下「今治教委」という。)の第13回教育委員会会議(以下「会議」という。)の傍聴受付手続きを拒否され、会議の傍聴ができなかった住民である。

#### 2、被告

被告今治市は、会議における原告の傍聴受付手続きを拒否した本件処分行政庁である。

### 第2、今治教委が原告の「傍聴受付手続拒否」を行った事実経過

今治市教委は、公共入札の一種である2009年度及び2011年度の中学校用の教科書採択において、「公正性の確保」のための客観的な基準として作成される調査員(教員ら)による教科書の調査研究資料において、判断評価基準の低い育鵬社版教科書を、委員らの私的な独自の嗜好・評価に基づく採択という違法行為を行った。

このような理由から、原告は、公正な採択が行われるか否かなどの監視とどのような採択審議が行われるのかを直接見聞きする為に、2015年度の小学校用教科書の採択審議を行う会議を傍聴するために会議の会場になっていた波方公民館(第1会議室)に出掛けた。

原告が会議の会場である波方公民館に着いたのは、会議開始時間(午後3時)の5～6分前であった。原告は、直ちに会場のホールで行われていた会議の傍聴受付手続きを行おうとした。

ところが、今治教委事務局の受付職員は、「傍聴希望受付は、会議開始時間の10分前まで(以下「傍聴受付事項」という。)、受付は終了している」との理由で、原告の傍聴希望受付手続きを拒否した。

なお、傍聴希望者は、4人で(第13回教育委員会会議録の1頁 証拠甲1号証)、当日の傍聴の定員は、10名であった。つまり、傍聴席は6席残っていた。

それで、原告は、次のような趣旨を受付担当職員らに述べ、会議の傍聴希望受付を行うように求めた。

- ①傍聴希望受付手続きを求めたのは、会議開始時間前で、会議は、始まっていな

い。

②傍聴席は、残っている。

③前記①②の状況で、傍聴希望受付手続きを拒否することは、住民の「知る権利」を侵害する違法である。

④よって、そのことを教育委員らに説明し、傍聴希望受付手続きを行うように伝えてもらいたい。

しかし、担当職員は、傍聴希望受付事項の説明を繰り返し、原告の口頭の申し入れを断った。

原告は、この措置に対して抗議し、次のようなことを担当職員に伝えた。

①②の状況で原告の傍聴希望受付を拒否し、原告が傍聴できなくすることは、「知る権利」の侵害となるので、それを法的に訴えることを検討するから、そのことを記憶しておくようにと。そして、その場にいた傍聴希望者及び新聞記者に、被告今治教委が行ったこの措置についての証人者となってもらいたいと伝えた。

傍聴希望者らは、この一連の出来事の後、「傍聴を許可する」との会議の決定(第13回教育委員会会議録の1頁 証拠甲1号証)を受けて、会議の会場である第1会議室に入った。

なおこれらの点について、「『開かれた教育委員会会議』についての公開質問状」(2015年8月12日 証拠甲2号証)の8頁の「⑤小学校教科書採択の審議の傍聴の拒否」で「本件傍聴受付手続拒否」の事実経過を述べ、別紙「質問項目及び回答書」(証拠甲3号証)の「質問項目」⑦で、「⑤小学校教科書採択の審議の傍聴の拒否」で、「『傍聴希望の受付は、審議開始時間の10分前まで』との理由で拒否したことは、誤りであると思いますか。」と被告今治教委に質問した。

これに対する被告今治教委の「『開かれた教育委員会会議』についての公開質問状(回答)」(2015年8月19日付 証拠甲4号証)は、「傍聴の受付時間については、等しく市民の皆様にご案内している以上、遅刻した場合には、お断りせざるを得ないと考えます。」とある。

つまり、被告今治教委は、前記の①②の事実は認めていることを示している。

以上の状況において、原告は、会議を傍聴するための受付手続きを今治教委の職員に拒否され、その結果、会議を傍聴することができなかった。①～④の一連の行為を以下、「本件傍聴受付手続拒否」という。

### 第3、今治教委の原告の「本件傍聴受付手続拒否」の違憲・違法性

#### 1、「本件傍聴受付手続拒否」は、憲法21条の知る権利の侵害

伊藤正己(東京大学教授・最高裁判事)は、『憲法(新版)』(弘文堂)の「言論・出版の自由」のなかで、「知る権利」及び「アクセス権」について、次のように述べている。

言論の自由の内容として知る自由も含まれていることは既に指摘した。人が自己の意思・意見を形成するためには、情報を自由に獲得できるようになっていなければならない、これを公権力が妨げてはならないという消極的側面についてはこれまで説いてきたところで理解できる。ところが、今日では、多量の情報の収集・管理・操作が政府やマス・メディアといった限られたところに集中されており、個人が自由に情報を得たり伝達することができない状態となっている。そこで、情報収集等の権利を積極的に構成すべきであるという考えが登場するようになった。すなわちそれは、情報を確保する主体に対し、情報の開示ないし提供を請求することのできる権利としての性格を与えようとするものである。これが狭義の知る権利と称されるものであり、言論活動にかかわることであるから憲法21条に基礎づけられるのである。また、情報の存する所へ接近しそれを得たり、情報提供の場を利用するという側面からアクセス権と称される権利が知る権利とともにとなえられる。(317頁)

芦部信喜著『憲法 第三版』(岩波書店)の「一 表現の自由の意味」で、「知る権利など」を次のように解説している。

## 2 表現の自由と知る権利

### (一) 送り手の自由から受けての自由へ

表現の自由は、思想・情報を発表し伝達する自由であるが、情報化の進んだ現代社会では、その観念を「知る権利」という観点を加味して再構成しなければならない。

表現の自由は、情報をコミュニケーションする自由であるから、本来、「受け手」の存在を前提にしており、知る権利を保障する意味も含まれているが、19世紀の市民社会においては、受け手の自由をとくに問題にする必要はなかった。ところが、20世紀になると、社会的に大きな影響力をもつマス・メディアが発達し、それらのメディアから大量の情報が一方的に流され、情報の「送り手」であるマス・メディアと情報の「受け手」である一般国民との分離が顕著になった。しかも、情報が社会生活においてもつ意義も、飛躍的に増大した。そこで、表現の自由を一般国民の側から再構成し、表現の受け手の自由(聞く自由、読む自由、見る自由)を保障するためそれを「知る権利」と捉えることが必要になってきた。表現の自由は、世界人権宣言19条に述べられているように、「干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由」と「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」ものと介されるようになったのである。

## (二) 知る権利の法的性格

知る権利は、「国家からの自由」という伝統的な自由権であるが、それにとどまらず、参政権(国家への自由)的な役割を演ずる。個人はさまざまな事実や意見を知ることによって、はじめて政治に有効に参加することができるからである。

さらに、知る権利は、積極的に政府情報等の公開を請求することのできる権利であり、その意味で、国家の施策を求める国務請求権ないし社会権(国家による自由)としての性格をも有する点に、最も大きな特徴がある。……以下略。

## 3 アクセス権

知る権利と関連して、マス・メディアに対するアクセス権が主張されることがある。アクセス権とは近づく(接近する)権利ということで、種々の場合に用いられる。……政府情報へのアクセス権とは政府情報の公開請求権を意味する。……以下略。(163～164頁)

以上のように、「知る権利」及び「アクセス権」(以下「知る権利など」という。)は、憲法21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」の言論の自由及び表現の自由が再構成される「権利」として保障されるに至っている。

ゆえに、会議を傍聴する権利は、下記の「ア、会議の傍聴は、住民の『知る権利など』の要の『場』」であり、「知る権利など」に該当する。

よって、今治教委による「傍聴受付事項」を理由とする、「本件傍聴受付手続拒否」は、以下で述べる理由から、原告の「知る権利など」を妨げる侵害行為となる。

### (1)原告の会議を「傍聴する権利」と被告の「本件傍聴受付手続拒否」の「権限」

憲法前文に、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と主権者の福利(利益・権利)と行政の「権力の行使」(権限)との関係の原理を謳っている。

このことを、杉原泰雄(憲法学者・一橋大学名誉教授)は、「『憲法で認められた権限』として(「授権規範」・「制限規範」としての憲法として)解釈運用」が不可欠であり、「統治権の権利主体は主権者であつて、国会・内閣・裁判所等現実の公権力担当者は、憲法で認められている権能だけを『権利』(自己の利益のために行使できる法的な力)としてではなく、主権者の利益のために行使しなければならない『権限』(自己の利益のためには行使できない法的な力)として、憲法の定める方法(手続と条

件)に従ってのみ行使することができる、とする立憲主義についての通常理解の仕方をいう。」(『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて—』93頁)と解説している。

北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日 判例時報814号33頁)は、憲法26条の規定の解釈のなかで、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。」と判示しているのも、この憲法原理の「授権規範」に基づく行政の「権限」と主権者の「権利」を踏まえたものである。

つまり、今治教委の「権限の行使」は、主権者である住民から信託されたものであり、その「権限」は、主権者たる住民の利益を保障するために、憲法などが定める手続に従って行使しなければならない。

ところが、今治教委は、「今治市教育委員会会議傍聴規則」(「教育委員会の会議の傍聴について」の2枚目 証拠甲5号証)の規定にもない、「傍聴希望受付は、会議開始時間の10分前まで」との「文言」を理由に、主権者たる原告の「知る権利など」の利益に反する「本件傍聴受付手続」を拒否した。

「傍聴希望受付は、会議開始時間の10分前まで」との「文言」は、前記した憲法原理に基づき、主権者の福利・利益、つまり、住民の傍聴権(「知る権利など」との整合性の観点から解釈し、運用する必要がある。

今治教委の「本件傍聴受付手続拒否」は、前記した憲法原理の「授権規範」に基づく行政の「権限」と主権者の「権利」の関係を考慮せず、一方的に、今治教委の管理・運営権を違法に強制するものであり、それは、原告の福利・利益を著しく損なう措置であり、違憲・違法であることを以下で明らかにする。

#### **ア、会議の傍聴は、住民の「知る権利など」の要の「情報源の場」**

教育行政機関である今治教委が、学校教育及び社会教育の環境整備をどのように行っているのか、どのように行おうとしているのか、学校教育現場及び社会教育現場ではどのような問題を抱えており、それにどのように対処しようとしているのかなどなどの教育行政の運営と教育現状に関する情報を、住民が、他の者を介さずに直接知ること、接する(アセスする)唯一の「情報源の場」が、会議であり、その傍聴である。

会議の傍聴は、会議に漂う雰囲気をも含める極めて重要な情報源であり、住民が、教育行政に参画し、施策を求める請求権ないし社会権の上に、不可欠な情報の源である。

しかし、今治市教委の「傍聴受付事項」を理由とし、「本件傍聴受付手続拒否」は、これらの住民の権利を著しく侵害する。

## イ、住民の「知る権利」など保障するために、会議の公開原則がある

以上のことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地方行法」という。)第13条6項で、「教育委員会の会議は、公開する。」と定めている(改正後は、第14条7項)。

地方行法の立案者の木田宏(当時初等中等教育局地方課長)は、『第三次逐条新訂解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』において、「教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得る観点から、新たに第六項と第七項を規定し、教育委員会の会議は原則として公開とすることとしたものである。」と解説している(134頁)。

なお、教育委員会が、公選制であったものが、変遷し現在のような制度になり、改正された当時の国会審議の中で、傍聴制度が市民参加の権利軽視を補うものとして定められた経緯がある。

ゆえに、「会議を公開するに当たっては、ただ単に公開するだけでなく、会議の開催日時や会場等について広報を行ったり、開催方法を工夫するなど、会議の公開が実効あるものとなるよう努めることが望ましい。」(同上137頁)と述べている。

このように会議は、単に公開するだけではだめであり、住民が、誰でも開催日時・場所を容易に知ることができる広報の工夫が不可欠であり、しかも、実体的に、誰でも、傍聴できる環境を整備する義務を被告今治教委は負っているのである。

しかしながら、被告の「傍聴受付事項」を理由する「本件傍聴受付手続拒否」は、事実上、傍聴する環境を整備するのではなく、逆に制限することであり、上記のことに反する。

## ウ、文科省の「会議の透明化」の指導と「本件傍聴受付手続拒否」の関係

文部科学省の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」(26文科初第490号 平成26年7月17日、以下「通知」という。)において、「会議の透明化」を次のように指導している。

### (2) 会議の透明化

改正法において教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、

ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。

また、教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましいこと。

愛媛県下で2番目の人口を有している今治教委が、「通知」にある「職員数が少ない小規模な地方公共団体」に該当するとは言えないだろう。

つまり、今治教委は、文科省の「通知」からも、「教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにする」必要がある。

ところが、今治教委の「傍聴受付事項」を理由とし、「本件傍聴受付手続拒否」は、文科省のこの「通知」の趣旨に著しく反する行為である。

## エ、今治教委の「会議の公開度」=住民の「知る権利など」の保障環境

### ㊦会議の告示時期・方法が示す住民の「知る権利など」の保障環境の不備

会議は、平日の昼間に行われている。よって、一般住民が、会議を傍聴するためには、仕事を休むとかの何らかの対応を講じることが必要となる。

何らかの対応を講じる際に、会議の日時の固定化、あるいは、会議日程の早期の告示、その日程を誰でもが容易に知ることができる告示方法の工夫がなされれば、住民が傍聴するために何らかの対応を講じることが、容易になる。

しかしながら、今治教委は、会議の日時を固定化せず、会議の「1週間前頃までに決定し、ホームページで公開」しているに過ぎない。住民が、傍聴するために、開催日時及び場所を知る必要があるが、前記の状況では、住民は、毎日のように今治教委のホームページを確認する必要がある。

しかも、会議の日時・場所を知り得ても、それが、1週間程度前では、住民が傍聴するために日程調整を行うことは極めて困難である。

つまり、今治教委の会議の告示方法・告示時期は、今治教委側の都合だけを優先し、住民の会議を傍聴する機会を困難にしており、実体的な住民の「傍聴する権利=知る権利など」を保障するという義務を疎かにして、実体的違法状況であると言わざるを得ない。

### ㊧傍聴定員数などが示す住民の「知る権利など」への保障の不備

原告は、2011年8月29日に「8月臨時会会議の公開の環境整備に関する要求書」を今治教委に提出した。その内容を先の「『開かれた教育委員会会議』についての公開質問状」(証拠甲2号証)の「③「8月臨時会会議の公開の環境整備に関する要求書」(5～6頁)で引用している。それは、次のとおりである。つまり、



今治教委の住民の「知る権利など」の具体的な保障の一つである「傍聴の定員」の数においても、実体的な「知る権利など」を保障する整備を著しく怠っている。

----- ここから -----

## 2、3項目目の請願事項への質問事項

「傍聴希望者は、全員会議を傍聴できるようにすること。」との請願事項を不採択とした理由は、「会場の広さの関係から一定の人数制限を設けることは、やむを得ないものと考えております。」(第9回教委委員会会議録より)であった。

この不採択理由に、次の質問をし、疑問への回答を求めた。

- (1) 定例会の会場として、最も多く使用されている「庁舎附属棟会議室」の傍聴者の人数制限は、5名である。また、2010年8月30日、第12回教育委員会の会場として利用された波方公民館第1会議室の人数制限は、10名であった。両建物の管理担当者に広さを確認したが、波方公民館第1会議室の方がやや広いとのことで、人数制限が倍となるほどの違いはない。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、合理性がない。
- (2) また、定例会には、5名の教育委員と教育委員会事務局(各課長など)8人程度ほどが出席している。たとえば、「庁舎附属棟会議室」の広さからすると消防法などの人数制限を勘案しても、少なくともでも15人から20人の傍聴者を収容できる広さがある。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、この点からも、合理性がない。
- (3) 文部科学省の「採択について(通知)」にある開かれた採択とは、当然ながら、多くの人が傍聴できることが必須条件で、(1)と(2)の点を勘案すると、文科省の先の通知にも逆行する行為ではないのか。

## 3、公開質問状への回答の問題点

この公開質問状に対して、「教育委員会の会議運営に関しましては、今後も、会議環境や公開について配慮しつつ、より良い会議となるよう努力してまいります」との高橋教育長名の「公開質問状への回答」(8月9日付)が、届いた。

しかし、この回答は、先の具体的な質問への回答となっていない。

また、上記の回答後、貴会のホームページに臨時会の開催日時・場所の告知は、開催日の8月30日の1週間前の23日で、傍聴者数も10名(これまで波方公民館で開催された会議の傍聴者数と変わらない)と、回答にある「配慮」も「努力」の形跡が全く見当たらず、回答にさえ、反している。

## 二、知る権利・参政権等の関係と開かれた会議の環境整備義務

略

- (1) その上、教科書採択ということで、関心が高い議案に対して審議される臨時会の傍聴者の人数が、わずか10人とは、余りにも少なく、回答にある「配慮」も「努力」の欠片も見当たらない。そもそも、住民の知る権利、参政権としての傍聴する権利、貴会の説明責任等々から、公開を原則としている規程と、住民の安全上の対策から、どうしても会場の広さから、傍聴者の人数制限が行わざるを得ない場合にのみ、傍聴者の人数制限が、かろうじて公開原則規程に反しない特例的事象になる可能性があるに過ぎない。ましてや、前回の8月4日の第11回教育委員会会議には、15人が、傍聴のために来場、傍聴者数を5人と制限し、抽選を行い、その抽選により傍聴券を得た人が、他の人と自主的に傍聴券の交代を制限したことは、公開原則規程に抵触するだけでなく、傍聴規則にそのような規程がないにもかかわらず、権力を濫用し、住民側の傍聴権の裁量の侵害である。また、マスコミ用の席が複数あったが、傍聴を希望した記者は、1人であったので、マスコミ用として確保していた席が空席となったにもかかわらず、住民の傍聴者数を5人のままに制限した。このことから、会場の広さと傍聴者の人数制限には、合理的理由が存在せず、会場の広さとは関係なく、前提条件として先に、人数制限があることを示している。
- (2) つまり、上記の実態を検証すれば、実体的会議の公開の環境が整えられている状況にはく、地方行法第13条6項に反する会議の公開状況があり、臨時会を、違法状況のまま開催しようとしている。

----- ここまで -----

### ㊦会議録のホームページの非掲載が示す「知る権利など」の保障の不備

教育行政の運営と教育現状を知るためのもう一つの方法は、会議の要点が記載されている会議録を読むことである。

しかし、今治教委の会議録を住民が入手するに要する日数は、約2ヶ月である。会議録が、直ちにホームページに掲載されるようになれば、インターネットにアクセス可能な住民ならば、約1ヶ月で会議録を読むことが可能となり、情報公開請求申請手続きを経ることなく会議録が読めるようになる。

このような理由から、文科省は、先に引用した通知で、「原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求め」ている。原告は、これまで、今治教委に対して、請願書などを提出し、また、口頭で何度も、「会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求め」てきた。しかし、被告今治教委は、これを怠っている。この点においても、今治教委の住民の「知る権利など」を保障するための整備や措置は、極めて不十分と言わざるを得ない。

### ①傍聴席数の変更が示す住民の権利よりも被告の都合を優先

本件における会議の会場(波方公民館 第1会議室)の傍聴の定員は10名(『開かれた教育委員会会議』についての公開質問状)の5頁 証拠甲2号証)であった。

この状況に対して、原告は、前記したように、「傍聴希望者は、全員会議を傍聴できるようにすること。」との請願を提出した。被告今治教委は、この請願を不採択とした。その不採択理由は、「会場の広さの関係から一定の人数制限を設けることは、やむを得ないものと考えております。」(第9回教委委員会会議録 5～6頁 証拠甲6号証)と被告今治教委の高橋教育長は、述べていた。


下記の今治教委のホームページに掲載されている教育委員会臨時会の告示(「教育委員会の会議の傍聴について」の1枚目 証拠甲5号証)のように、同じ会場(波方公民館 第1会議室)でありながら、傍聴定員がなぜか倍の20名となっている。

つまり、「会場の広さの関係から一定の人数制限」を10名としながら、下記のように、今回は、20名となっている。つまり、高橋教育長の「会場の広さの関係から一定の人数制限を設ける」との10名の傍聴の定員数の説明は、原告らの請願を不採択にするための虚偽の理由であったということだ。

このように、被告今治教委は、「会場の広さの関係から一定の人数制限」の傍聴者の定員数さえも、被告の都合で変えるというように、住民の「知る権利など」の保障よりも、被告今治教委の勝手な都合を優先している。

それは、前記した憲法原理の「授権規範」に基づく行政の「権限」と主権者の「権利」の解釈を勝手にねじ曲げているという違法がある。

#### ↓ 証拠甲5号証の1枚目～2枚目

開催日時	平成 27 年 8 月 28 日(金)午後 3 時 00 分～
開催場所	波方公民館(今治市波方支所敷地内)第 1 会議室 

議事項目	[1]議案審議 平成 28 年度使用中学校教科用図書の採択について
内容公開について	全部公開
傍聴について	[1]傍聴の定員／20 名まで(21 名以上傍聴希望者がいる場合は抽選) 傍聴を希望される方は、午後 2 時 50 分までに受付をすませて整理券を受け取ってください。午後 2 時 50 分までに整理券を受け取っていない方は傍聴できません。整理券を受け取った人数が20名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定します。 [2]傍聴の手続／下記、傍聴規則のとおり [3]会議は、開会から傍聴できます。 [4]議決により非公開となったときは、傍聴はできなくなります。 [5]会議開始後の途中入場はできません。
問い合わせ先	<b>[事務局]教育委員会総務課</b> 電話 0898-36-1611 FAX 0898-25-1700

## 2、「本件傍聴手続拒否」は、憲法21条の知る権利の侵害であること

前記の

- ア、会議の傍聴は、住民の「知る権利など」の要の「情報源の場」
- イ、住民の「知る権利」など保障するために、会議の公開原則がある
- ウ、文科省の「会議の透明化」の指導と「本件傍聴受付手続拒否」の関係
- エ、被告今治教委の「会議の公開度」＝住民の「知る権利など」の保障環境

で主張し、立証したように、被告今治教委の住民の「知る権利など」を保障する措置は極めて不十分であり、会議の実体的公開状況は、地方行法第13条6項に反して、違法と言わざるを得ない。

そのうえで、被告の「傍聴受付事項」を理由とし、「本件傍聴受付手続拒否」は、

- ①傍聴受付手続きを求めたのは、会議開始時間前で、会議は、始まっていない。
- ②傍聴席は、残っている。

という状況下で行われ、①～④の一連の行為の「本件傍聴受付手続拒否」の後に、傍聴者らは、「傍聴を許可する」との会議の決定(第13回教育委員会会議録の1頁 証拠甲1号証)を受けて、会議の会場である第1会議室に入ったのである。

つまり、原告が、傍聴希望受付手続きを求めたのは、会議開始時間の前であり、まだ会議は、始まっていないのであるから、傍聴手続きを行い、原告が、会場の第1会議室に入っても、傍聴席はあり、今治教委の会議の運営・進行の上に何の支障を来すことはない。

つまり、「今治市教育委員会会議傍聴規則」(「教育委員会の会議の傍聴について」の2枚目 証拠甲5号証)でもない「傍聴受付事項」は、今治教委の会議の運営・進行の都合に過ぎず、この「傍聴受付事項」を理由に、原告の「本件傍聴受付手続拒否」を、前記した「『憲法で認められた権限』として(「授権規範」・「制限規範」としての憲法として)解釈運用」に反する合理性も合法性もない理由で、「知る権利など」を一方的に制限することはできない。

「傍聴受付事項」を理由に、原告の「知る権利など」を制限できるのは、「『憲法で認められた権限』として(「授権規範」・「制限規範」としての憲法として)解釈運用」に反しない範囲で、今治教委の会議の運営・進行上に実体的な著しい支障を来す場合に限られる。

よって、本件において、原告の傍聴手続きの求めに応じて手続きを行えば、他の傍聴受付を行った住民と同時に、会場に入ることができる状況にあるにもかかわらず、被告今治教委が、これを拒否したことは、明らかに原告の「知る権利など」の侵害に他ならず、行政の裁量権を著しく逸脱した違憲・違法な措置である。

なお、仮に、会議が既に始まっていた場合でも、傍聴席は6席残っているのであるから、会議中であっても、被告今治教委の会議の運営・進行の上に何の支障を来すことはない。

さらには、傍聴席が残っていない場合であっても、主催者の知る権利を整備する・保障するために、前記(証拠甲5号証の1枚目～2枚目)のように、第1会議室は、少なくとも20名の傍聴席が確保できるのであるから、傍聴用のイスを追加し、傍聴を認めることが、住民の「知る権利など」を保障する適切な措置であり、それが、被告の義務である。なぜならば、そのような措置を行っても、今治教委の会議の運営・進行の上に著しい支障を来すことは考えられないからである。

### 3、「本件傍聴受付手続拒否」は、刑法「公務員職権濫用罪及び背任罪」に該当

以上のように、今治教委の「傍聴受付事項」を理由とし、原告への「本件傍聴受付手続拒否」は、原告の「知る権利など」を侵害し、住民の教育行政への参画権をも侵害する。それは、刑法193条の「公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わ

せ、又は権利の行使を妨害する行為」という職権の濫用に他ならない。

また、今治教委は、子ども、教員、保護者らをはじめとする自治体住民の委任・信任によって成り立っている。今治教委の「傍聴受付事項」を理由とし、原告への「本件傍聴受付手続拒否」は、原告の委任・信任に背き、刑法247条「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為」の背任罪となる。

## 結語

以上の理由から、今治教委の「傍聴受付事項」を理由とし、原告への「本件傍聴受付手続拒否」は、刑法193条の職権の濫用により、原告の「知る権利など」を妨げ、侵害し、原告に精神的苦痛・損害を与えている。それは、刑法247条の背任罪となる。

よって、国家賠償法1条、民法709条に基づき、請求の趣旨記載の本訴に及ぶ。

以上

## 添付書類

1	甲第1号証	第13回教育委員会会議録(要点)	1通
2	甲第2号証	『開かれた教育委員会会議』についての公開質問状	1通
3	甲第3号証	別紙「質問項目及び回答書」	1通
4	甲第4号証	「開かれた教育委員会会議」についての公開質問状(回答)	1通
5	甲第5号証	教育委員会臨時会の傍聴について	1通
6	甲第6号証	第9回教委委員会会議録(要点)	1通
7	証拠説明書		1通